

## 050 plus 転送ゲートウェイ機能に関する利用規約【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

[エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社](#)（以下「当社」といいます。）は、050 plus 転送ゲートウェイ機能に関する利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約を遵守することを条件として、050 plus 転送ゲートウェイ機能に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結している契約者（以下「契約者」といいます。）に対し、050 plus 転送ゲートウェイ機能を提供します。

[株式会社NTTドコモ](#)（以下「当社」といいます。）は、050 plus 転送ゲートウェイ機能に関する利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約を遵守することを条件として、050 plus 転送ゲートウェイ機能に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結している契約者（以下「契約者」といいます。）に対し、050 plus 転送ゲートウェイ機能を提供します。

第1条 (用語の定義)

用語	用語の意味
<a href="#">I P 通信網サービス契約約款</a>	<a href="#">当社の I P 通信網サービス契約約款</a>
第3種ドットフォン契約	<a href="#">I P 通信網サービス契約約款</a> に基づき締結された第3種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
第3種ドットフォンサービスタイプ6 (以下「本サービス」といいます。)	第3種ドットフォンサービスのうち 050 plus 転送ゲートウェイ機能を利用することができるもの
050 plus 転送ゲートウェイ装置 (以下「本装置」といいます。)	050 plus 転送ゲートウェイ機能を提供するため、当社が設置する装置
050 plus 転送ゲートウェイ機能 (以下「本機能」といいます。)	第3種ドットフォン (タイプ6 に係るもの) に限ります。以下本規約は同じとします。利用回線から本装置を経由して、 <a href="#">I P 通信網サービス契約約款別冊 (ドットフォンサービス) 第4 条</a> に規定するダイヤルアウト及び第3種ドットフォン利用回線に係わる番号に着信する通信を、050 plus 転送ゲートウェイ装置で一旦終端し、音源装置に接続する機能

第2条 (規約の範囲)

当社は、本規約を、契約者と当社との本機能に関する一切の関係に適用します。

2 本機能について本規約で定めのない事項は、[I P 通信網サービス契約約款](#)が適用されるものとします。

第1条 (用語の定義)

用語	用語の意味
<a href="#">I P 通信網サービス契約約款 (OCN)</a>	<a href="#">当社の I P 通信網サービス契約約款 (OCN)</a>
第3種ドットフォン契約	<a href="#">I P 通信網サービス契約約款 (OCN)</a> に基づき締結された第3種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
第3種ドットフォンサービスタイプ6 (以下「本サービス」といいます。)	第3種ドットフォンサービスのうち 050 plus 転送ゲートウェイ機能を利用することができるもの
050 plus 転送ゲートウェイ装置 (以下「本装置」といいます。)	050 plus 転送ゲートウェイ機能を提供するため、当社が設置する装置
050 plus 転送ゲートウェイ機能 (以下「本機能」といいます。)	第3種ドットフォン (タイプ6 に係るもの) に限ります。以下本規約は同じとします。利用回線から本装置を経由して、 <a href="#">I P 通信網サービス契約約款 (OCN) 別冊 (ドットフォンサービス) 第4 条</a> に規定するダイヤルアウト及び第3種ドットフォン利用回線に係わる番号に着信する通信を、050 plus 転送ゲートウェイ装置で一旦終端し、音源装置に接続する機能

第2条 (規約の範囲)

当社は、本規約を、契約者と当社との本機能に関する一切の関係に適用します。

2 本機能について本規約で定めのない事項は、[I P 通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#)が適用されるものとします。

<p>第3条 (契約の単位)</p> <p>当社は、<a href="#">I P通信網サービス契約約款</a>に定める1の第3種ドットフォン契約に対して1の本機能を提供します。</p>	<p>第3条 (契約の単位)</p> <p>当社は、<a href="#">I P通信網サービス契約約款 (OCN)</a>に定める1の第3種ドットフォン契約に対して1の本機能を提供します。</p>
<p>第4条 ~ 第18条 (略)</p>	<p>第4条 ~ 第18条 (略)</p>
<p>第8条 ~ 第20条 (略)</p>	<p>第8条 ~ 第20条 (略)</p>
<p>第18条 (個人情報の取扱い)</p> <p>当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー(<a href="https://www.nttr.co.jp/privacy_policy/">https://www.nttr.co.jp/privacy_policy/</a>)に定めるところによります。</p> <p>2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。</p> <p>3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社のWebサイト(<a href="https://www.nttr.co.jp/personal_data_policy/">https://www.nttr.co.jp/personal_data_policy/</a>)に定める手数料の支払いを要します。</p>	<p>第18条 (個人情報の取扱い)</p> <p>当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー(<a href="https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/">https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/</a>)に定めるところによります。</p> <p>2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。</p> <p>3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社のWebサイト(<a href="https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/">https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/</a>)に定める手数料の支払いを要します。</p>
<p>第19条 (略)</p>	<p>第19条 (略)</p>

附 則（令和5年6月15日 レパN第009600000741-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

（吸収合併に伴う取り扱いについて）

2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「レゾナント」といいます。）が次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）

の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、

次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

<u>旧規約</u>	<u>新規約</u>
<u>050 plus 転送ゲートウェイ機能に関する 利用規約</u>	<u>050 plus 転送ゲートウェイ機能に関する 利用規約</u>

3 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。